

(別記様式第1号)

計画作成年度 (変更計画作成年度)	平成22年度 平成24年度
計画主体	錦町

錦町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 錦町役場 農林振興課
所在地 熊本県球磨郡錦町大字一武1587
電話番号 0966-38-1111 直 0966-38-4948
FAX番号 0966-38-1575
メールアドレス t-higashi@town.kumamoto-nishiki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ（イノブタ含む） ニホンザル・アナグマ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	熊本県 錦町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

3 イノシシ（イノブタ含む）以下「イノシシ」という。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成21年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	森林（スギ・ヒノキ）	1,003千円 17.00ha
	水稲	105千円 0.20ha
	果樹（栗）	36千円 0.03ha
	飼料作物（飼料用トウモロコシ）	14千円 0.08ha
イノシシ	水稲	528千円 1.00ha
	飼料作物（飼料用トウモロコシ）	35千円 0.10ha
	果樹（桃・栗）	54千円 0.08ha
ニホンザル	果樹（梨・桃）	77千円 0.07ha
	野菜（大根・トマト）	3千円 0.03ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣名	年度	品目	被害面積	被害額(千円)	捕獲数
ニホンジカ	H19	森林(スギ・ヒノキ)	11.00ha	721	83
		計	11.00ha	721	
	H20	森林(スギ・ヒノキ)	18.00ha	976	150
		水稲	0.18ha	21	
		計	18.18ha	997	
	H21	森林(スギ・ヒノキ)	17.00ha	1,003	166
		水稲	0.20ha	105	
		果樹(梨・桃)	0.03ha	36	
飼料作物		0.08ha	14		
	計	17.31ha	1,158		

鳥獣名	年度	品目	被害面積	被害額(千円)	捕獲数
ニホンジカ	H22	森林(スギ・ヒノキ)	17.00ha	1,003	160
		水稲	0.20ha	105	
		果樹(梨・桃)	0.03ha	36	
		飼料作物	0.08ha	14	
	計	17.31ha	1,158		
H23	水稲	0.51ha	112	204	
	計	0.51ha	112		
イノシシ	H19	野菜(里芋)	0.07ha	98	45
		果樹(栗)	0.15ha	55	
		計	0.22ha	153	
	H20	水稲	1.05ha	666	14
		飼料作物	0.05ha	27	
		計	1.10ha	693	
	H21	水稲	1.00ha	528	49
		果樹(梨・桃)	0.08ha	54	
		飼料作物	0.10ha	35	
		計	1.18ha	617	
	H22	水稲	1.00ha	528	52
		果樹(梨・桃)	0.08ha	54	
		飼料作物	0.10ha	35	
計		1.18ha	617		
H23	水稲	1.40ha	715	76	
	計	1.40ha	715		
ニホンザル	H19	野菜(大根)	0.03ha	20	0
		果樹(柿)	0.05ha	102	
		計	0.08ha	122	
	H20	果樹(梨)	0.04ha	201	0
		野菜(ミトマト)	0.02ha	428	
		計	0.06ha	629	
	H21	果樹(梨・桃)	0.07ha	77	0
		野菜	0.03ha	3	
		計	0.10ha	80	
	H22	果樹(梨・桃)	0.07ha	77	0
		野菜	0.03ha	3	
計		0.10ha	80		
H23	果樹	0.25ha	97	3	
	計	0.25ha	97		
アナグマ	H24	野菜等	0.10ha	20	0
		計	0.10ha	20	

ニホンジカによる被害は、森林への被害（剥皮被害）が集中している状況にあるが、近年においては、平野部での被害が確認されており、現在も増加傾向にあり、生息数も増加の傾向にある。

イノシシによる被害は、水稻被害を中心に、野菜や果樹への食害が発生している。山間部の被害が主であったが、近年においては、平野部での被害も発生しており、飼料作物（飼料用トウモロコシ・イタリアン等）への被害が特徴的である。生息数においては大きな増減はないものと思われる。

ニホンザルによる被害は、野菜（里芋・トマト・大根）、果樹（梨・桃）に被害が出ているが、被害件数は少ない。被害区域は、山間部の数箇所であるが、群れで生息していると思われる。

アナグマによる被害はトウモロコシが最も多く、茶園への被害も見られる。今後の被害拡大が予想される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成22年度）		目標値（平成25年度）	
ニホンジカ	1,158千円	17.31ha	800千円	12.00ha
イノシシ	617千円	1.18ha	425千円	0.80ha
ニホンザル	80千円	0.10ha	40千円	0.05ha
アナグマ(H24)	20千円	0.10ha	10千円	0.05ha
合計	1,865千円	18.69ha	1,275千円	12.90ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会と連携して駆除隊が整備されていたため、捕獲体制の整備と構築がなされている。捕獲手段に関しては、銃器・わなを用いて実施されている。また、自衛捕獲の許可により箱わなによる捕獲がなされている。	狩猟者の高齢化により、後継者の育成が急務であり、講習会や狩猟試験の普及促進が必要である。また、それに伴い捕獲機材の普及整備が必要となっている。さらに周辺の市町村との連携した一斉捕獲の実施が課題となっている。

防護柵の設置等に関する取組	ニホンジカ・イノシシの農作物被害防止として、有害鳥獣駆除対策事業補助金（平成19年度町単独）を活用し、約4.2haの田畑に電気柵の設置を行った。また、平成22年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業により電気柵約16haを設置した。	近年においては、平野部への被害が出てきており、平野部での施設整備が必要である。 また、追い払い活動など、受益者や住民への防護意識の高揚が必要であり、啓発活動を頻繁に行う必要がある。
---------------	---	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

錦町における被害金額は1,855千円、被害面積は18.59haとなっている。主な被害としては、ニホンジカによる森林被害、イノシシによる水稲・野菜・果樹・飼料作物の被害、ニホンザル・アナグマによる野菜・果樹の被害があげられる。

これまで、補助事業等を有効に活用し、防護施設の整備を行った結果、山間部での防獣効果は上がってきているが、近年、平野部での獣類被害が増加している。

今後は、被害防護施設の普及や受益者、住民が一体となって、鳥獣被害防止活動に取り組む姿勢を促すため、講習会への参加や狩猟免許取得への推進を図るなど、地域住民の意識高揚を高めていきたい。

※今後の計画

- ①地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。
- ②捕獲と防護施設の両面での被害防止対策を推進する。
- ③近隣市町村との連携による一斉捕獲体制の確立を目指す。
- ④捕獲に従事する駆除隊継承者の育成対策を講じる。
- ⑤有害鳥獣の生態状況と生態調査を関係機関と連携して実施する。
- ⑥受益者・地域住民と協力し合い鳥獣類の追い払い活動を実施する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

熊本県猟友会人吉支部錦分会	錦町有害鳥獣駆除隊への従事者の補充等及び有害捕獲に係る助言や情報提供を行う。
錦町有害鳥獣駆除隊	熊本県猟友会人吉支部錦分会で構成された捕獲班が有害鳥獣の捕獲を行う。
錦町鳥獣被害対策実施隊	錦町役場職員で構成し、有害鳥獣の捕獲や、被害防止計画の目的達成に向けて取り組む。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度 ～ 25年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アナグマ	錦町有害鳥獣駆除隊と連携して、捕獲機材の導入を地域に対して進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を熊本県猟友会人吉支部と連携して行い、狩猟者の確保・育成を進めていく。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>①ニホンジカ 近年、ニホンジカの生息密度が短期間のうちに上昇し、森林及び農作物等に被害を及ぼしている。 捕獲実績は、年々増加傾向にあり23年度は204頭を捕獲している。捕獲計画数は近年の捕獲数と平野部への増加を勘案し、県が定める特定計画の目標密度2頭/km²以上を目標に200頭/年とする。</p> <p>②イノシシ イノシシの被害は、水稲、野菜、果樹等への食害と、近年では、飼料用作物への被害も増加している。 捕獲実績は、23年度に76頭を捕獲している。年間を通して重点的に捕獲を行っているが、平成24年度以降についても、継続して捕獲に取り組むこととし、捕獲計画数は75頭とする。</p> <p>③ニホンザル ニホンザルによる野菜・果樹等への食害が発生している。</p>

捕獲実績は、22年度まではなかったものの、23年度において3頭の捕獲があった。また、県が定めている野生サル対策方針に基づき、人とニホンザルとの棲み分けを図っていくために防除や威銃を前提とした対策を進めていきたい。それでもやむを得ない場合に銃器による捕獲を行うこととする。そのため捕獲計画数は原則0頭とする。

④アナグマ

アナグマによる野菜等への食害が拡大しており、個体数も増加傾向にある。被害の状況にあわせて捕獲を実施していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	23年度	24年度	25年度
ニホンジカ	200	200	200
イノシシ	75	75	75
ニホンザル	0	0	0
アナグマ	—	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器・わなによる有害捕獲を行っていく。ニホンジカ、イノシシについては、過去3年間で被害を集中的に受けている地域において、予察捕獲での対応を検討する。また、ニホンザルについては被害の状況に応じて威銃を行う。アナグマについては被害農作物の収穫時期に合わせて予察捕獲を行う。 対象区域は錦町全域である。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
錦町全域	ニホンジカ・ニホンザル・アナグマ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
ニホンジカ	電気柵 1,000m、4.1ha	電気柵 300m、0.43ha	電気柵 1,000m、3.0ha
イノシシ	電気柵 6,200m、19.4ha	電気柵 1,100m、2.03ha	電気柵 1,000m、3.0ha
ニホンザル	電気柵 2,300m、10.4ha	電気柵 0m、0.00ha	電気柵 1,000m、3.0ha

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

地域懇談会、現地研修会及び講演会等による普及啓発を図ると共に、地域住民が主体的に放任果樹の除去、追い払い活動ができる体制の整備の確立を図る。また、鳥獣が生息しにくい環境を維持するため、耕作放棄地の草払い等を実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

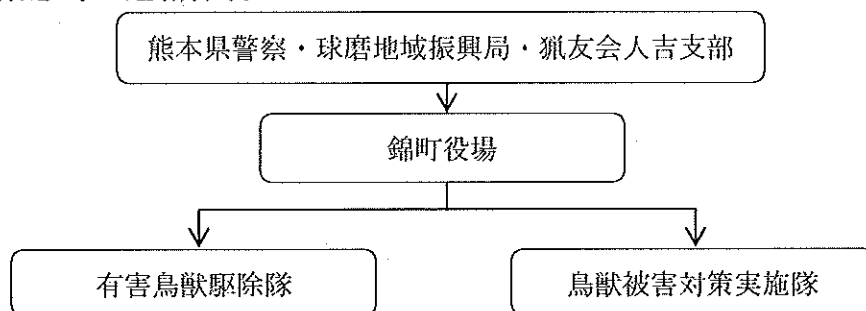
関係機関等の名称	役割
熊本県	情報の提供
熊本県警察	事故発生時の連絡
錦町	住民への周知
猟友会人吉支部	事故発生時に通報
錦町有害鳥獣駆除隊	事故発生時に通報
錦町鳥獣被害対策実施隊	事故発生時に通報

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	錦町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
錦町農林振興課	事務局・協議会に関する連絡調整
錦町有害鳥獣駆除隊	有害鳥獣関連情報の提供・有害鳥獣の捕獲の実施
熊本県猟友会人吉支部錦分会	有害鳥獣関連情報の提供・有害鳥獣の捕獲の実施
中球磨森林組合	有害鳥獣関連情報の提供・被害防護施設の情報提供
球磨地域農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供・被害防護施設の情報提供
熊本県農業共済組合球磨支所	有害鳥獣関連情報の提供・被害防護施設の情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県球磨地域振興局 農林部 森林保全課、農業普及・振興課	・必要に応じて協議会に参加し、有害鳥獣に関する情報提供。 ・被害防止技術に関する情報提供。
各種生産部会代表	・必要に応じ協議会に参加し、有害鳥獣に関する情報、有害鳥獣被害に関する情報及び被害防止に関する情報の交換。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入

する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

① 組織

組織の名称	錦町鳥獣被害対策実施隊
設立日	平成24年11月1日

② 構成

構成員	役割
農林振興課長（隊長）	実施隊の業務を統括
農林振興課耕地林務係長（副隊長）	隊長の補佐及び隊長の代理
農林振興課職員（隊員）	有害鳥獣の捕獲、捕獲後の処理、有害鳥獣の調査、被害状況の調査、有害鳥獣の追い払い

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内広範囲の被害防止対策を図るため、集落ぐるみでの被害防護柵の設置等の推進を図り、効果的な被害対策を講じていきたい。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。
また、ニホンジカ、イノシシについては食肉としての利活用を目指す。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、球磨地域鳥獣被害防止対策協議会と連携し、協同で講演会・研修会など情報交換会の場を設ける。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。